

奈良県総合医療センタードクターカー及び公用車運行管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、契約規程における「第一交渉権者」は、この公告においては「落札者」と表記しています。

2026年2月10日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 高 濟峯

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県総合医療センタードクターカー及び公用車運行管理業務委託 一式

2 入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

3 委託期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

4 業務場所

奈良県奈良市七条西町二丁目897-5

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措

置を受けていない者であること。

(4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。

(5) 国内において、過去5年以内に、病院あるいは介護施設、学校等の送迎実績を2件以上有すること。

(6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

(7) 公告日から本業務の入札の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

(9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

(12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

(13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8581 奈良県奈良市七条西町二丁目897-5

奈良県総合医療センター財務課用度係

電話番号0742-46-6001（代表）

第4 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 2026年2月10日（火）から同年2月24日（火）午後5時まで（日曜日及び土曜日を除きます。）

(2) 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターのホームページ(<https://www.nara-hp.jp/>)の入札情報よりダウンロードして下さい。なお交付期間を過ぎますと、ダウンロードはできませんのでご注意下さい。

2 競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、第2の2に係る資格審査とは別に、次に示す競争入札参加申込書兼適合規格承認申請書等を院長に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、(1)の提出期間内に競争入札参加申込書兼適合規格承認申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(1) 提出期間 2026年2月10日（火）から同年2月26日（木）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後5時（2月26日は午後3時）まで（正午から午後1時までを除きます。）

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 持参又は郵送に限ります。

(5) 競争入札参加申込書兼適合規格承認申請書等 記載事項は、入札説明書によります。

3 入札説明会の開催

実施しません。

4 入開札の場所、日時等

(1) 場所 奈良県総合医療センター4階 会議室A

(2) 日時 2026年3月6日(金) 午前9時30分

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県総合医療センタードクターカー及び公用車運行管理業務委託一式に係る入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県総合医療センター財務課長宛ての親展として、2026年3月5日(木) 午後3時までに第3に定める場所に到着するようにしてください。

第5 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

奈良県立病院機構契約規程第5条に定めるところによります。

3 契約保証金

奈良県立病院機構契約規程第27条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

- (1) この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を喪失した場合又は入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、当医療センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わ

なかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当医療センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。